

法務省民二第702号

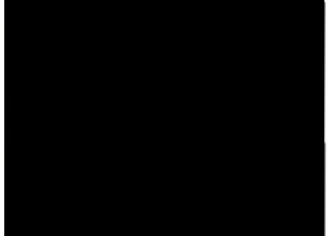
平成24年3月16日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第58条第1項の規定により登録免許税の免税措置を受けるための主務大臣の書類の様式について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり復興庁統括官，総務省大臣官房地域力創造審議官，財務省大臣官房総括審議官，厚生労働省社会・援護局長，農林水産省経営局長及び経済産業省中小企業庁長官から民事局長宛て照会があり，別紙乙号のとおり回答がされましたので，この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。



復本第201号  
総行政第39号  
財信第63号  
社援発0309第5号  
23経営第3227号  
平成24・03・06中企第1号  
平成24年3月9日

法務省民事局長 殿

復興庁統括官

総務省大臣官房地域力創造審議官

財務省大臣官房総括審議官

厚生労働省社会・援護局長

農林水産省経営局長

経済産業省中小企業庁長官

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第58条第1項の規定により登録免許税の免税措置を受けるための主務大臣の書類の様式について（照会）

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）の施行に伴い、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（平成24年財務省令第12号）が規定する主務大臣の書類の様式を、別紙様式のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。

なお、差し支えない場合には、その旨貴管下法務局及び地方法務局に対し周知方よろしくお取り計らい願います。

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣

殿  
殿  
殿  
殿  
殿  
殿

申請者 (住所)  
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構  
代表取締役 (氏名)

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第58条第1項の規定の適用を受けたいので、申請者が\_\_\_\_\_から取得した不動産に関する権利につき、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令（平成24年財務省令第12号）に規定する事項を証する書類の交付を申請します。

証 明 書

1. 申請者は、\_\_\_\_\_から、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号。以下「法」という。）第58条第1項に規定する債権買取り等の申込みに基づく債権の買取りによって又は法第16条第1項第3号に掲げる業務として、平成 年 月 日現在において同人が有する別紙記載の不動産に関する権利を取得した。
2. 申請者が上記1. の権利の取得をしたのは平成 年 月 日であり、この証明書により、法第58条第1項の規定の適用を受けることができる期限は、平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。  
平成 年 月 日

内閣総理大臣 (氏名)

総務大臣 (氏名)

財務大臣 (氏名)

厚生労働大臣 (氏名)

農林水産大臣 (氏名)

経済産業大臣 (氏名)

(注) \_\_\_\_\_には、権利の取得元の商号、名称又は氏名及び本店、主たる事務所又は住所を「A (〇〇市△△町××番地)」の振合いにより記載する。

(別紙)

土地

所在	地番	地目	地積	権利の種類

建物

所在	家屋番号	種類	構造	床面積	権利の種類

(注) 「権利の種類」欄には、「所有権」、「抵当権(平成〇〇年〇月〇日受付第〇〇〇号)」等の振合いで記載する。

法務省民二第701号

平成24年3月16日

復興庁統括官 殿  
総務省大臣官房地域力創造審議官 殿  
財務省大臣官房総括審議官 殿  
厚生労働省社会・援護局長 殿  
農林水産省経営局長 殿  
経済産業省中小企業庁長官 殿

法務省民事局長

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第58条第1項の規定により登録免許税の免税措置を受けるための主務大臣の書類の様式について（回答）

平成24年3月9日付け復本第201号，総行政第39号，財信第63号，社援発0309第5号，23経営第3227号及び平成24・03・06中企第1号をもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお，この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので，申し添えます。